

指 示

平成 29 年 6 月 9 日

新潟県知事

米山 隆一 殿

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣

安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 2 項に基づく平成 24 年 11 月 5 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 新潟県（佐渡市及び粟島浦村を除く。）において捕獲されたくまの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 新潟県魚沼市及び津南町において産出されたこしあぶら（野生のものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。